

上州碓氷郡五料村役人 小前惣代名主綱吉
 祖伝惣領より同州甘楽郡諸戸村名主仁左衛門
 外三人相手を致し、不法出入之旨申立、当
 御奉行様江奉_二出訴_一、当月二日御差日
 御尊判頂戴相附候_二付、相手方_方茂当日夫々
 返答書を以答上、当時御吟味中_二御座候_一處
 掛合之上熟談内済仕候趣意、左_二奉_二申上_一候
 一 右出入双方_方及_二掛合_一候_二處、五料村・横川・土塩・
 上増田都合四ヶ村_者、碓氷御関所遠圀内之
 村方_二付、先年_方銘々地先山々進退守護被_二
 仰付置_一候、然_ル處御関所御要害地五料村
 進退守護被_二仰付置_一候字中木山之内_{（被）}轍ヶ嶽
 水落境を越、当六月中相手諸戸村之もの共
 大勢登_リ雨乞いたし居候_二付、右場所_者五料
 村進退守護之地_二而_一同村_方外通路無之、他村_方
 張_リ登山可_レ致筋_二無_レ之、殊_二御関所_方見通_二

差上申済口証文之事

⑭ 差上申済口証文之事（碓氷関所遠圀五料村進退守護の土地へ入込み候一件）

ぶんせい
文政4年(1821)12月

安中藩領の五料村は、碓氷関所周辺の警戒区域を監視する御要害村でした。妙義神社近くの諸戸村（富岡市妙義町）は、関所の警戒区域で雨乞を行い、これを制止しようとした五料村と争論になりました。争いは訴訟に発展し、ついには最高裁判所にあたる江戸の評定所での吟味に発展しています。本史料は、事件が落ち着いた際に出された済口証文です。関所守護の観点から諸戸村の主張が退



けられ、五料村に詫び書が提出されたことで和解に至っています。

安中市松井田町五料 中島徳造家文書
P 8 9 0 9 ・ No. 7 7 4 5

【⑭】 差上申済口証文之事（碓氷関所遠圀五料村

進退守護の土地へ入込み候一件）

〔釈文〕

差上申済口証文之事

上州碓氷郡五料村役人并小前惣代名主綱吉・

組頭惣左衛門方同州甘楽郡諸戸村名主仁左衛門

外三人相手取、不法出入之旨申立、当

御奉行様江奉_二出訴_一、当月二日御差日

御尊判頂戴相附候_二付、相手方_方茂当日夫々

返答書を以答上、当時御吟味中_二御座候_一處

掛合之上熟談内済仕候趣意、左_二奉_二申上_一候

一 右出入双方_方及_二掛合_一候_二處、五料村・横川・土塩・

上増田都合四ヶ村_者、碓氷御関所遠圀内之

村方_二付、先年_方銘々地先山々進退守護被_二

仰付置_一候、然_ル處御関所御要害地五料村

進退守護被_二仰付置_一候字中木山之内_{（被）}轍ヶ嶽

水落境を越、当六月中相手諸戸村之もの共

大勢登_リ雨乞いたし居候_二付、右場所_者五料

村進退守護之地_二而_一同村_方外通路無之、他村_方

張_リ登山可_レ致筋_二無_レ之、殊_二御関所_方見通_二

相成候場所^ニ候間、早々下山可^レ致旨、訴訟方^ハ
申聞候処、右を不^ニ聞入^一、大勢我意申張、村
役人申付之由^ニ而^一鯨波聲を揚、雨乞を致候
二付、其段五料村役人共^ハ相手方^江及^ニ掛合^一候処、
右轆^江者^ニ前々^ハ早魃之節雨乞いたし
来候場所^ニ候杯不束之及^ニ挨拶^一候^ニ付、五料村
方及^ニ出訴^一候始末^ニ成行、今般右始末奉^ニ
御吟味請^一奉^ニ恐入^一候、依^レ之相手方^ハ之もの
右轆^江者^ニ登、雨乞いたし候段^者全心得
違^ニ付、以来御関所遠囲御要害地内^ハ
勿論之義、右轆^江者^ニ其外五料村守護之
地、都^而明曆年中西牧村^与五料村出入
之砌被^ニ仰渡^一候御裁許^ニ取極居候水落
境を限^リ、決^而立入申間敷旨申^レ之、其段
別紙一札を以相詫候^ニ付、訴訟方^ニ而^茂
無^ニ申分^一熟談内済仕候、偏^ニ御威光^与
難^レ有仕合^ニ奉^レ存候、然^ル上^者右一件^ニ付
双方^ハ重^而御願筋毛頭無^ニ御座^一候、依^レ之
為^ニ後証^一連印済口証文差上申候、如^レ件

天保四年十月

板倉百助領分

上州碓氷郡五料村

相方

同

東叡山御領

同州甘楽郡諸戸村

相手方

同

松平宮内少輔領分

同州同郡同村

組頭藤四郎煩^ニ付代兼

相方

同

御奉行所様

相成候場所^ニ候間、早々下山可^レ致旨、訴訟方^ハ

申聞候処、右を不^ニ聞入^一、大勢我意申張、村

役人申付之由^ニ而^一鯨波聲を揚、雨乞を致候

二付、其段五料村役人共^ハ相手方^江及^ニ掛合^一候処、

右轆^江者^ニ前々^ハ早魃之節雨乞いたし

来候場所^ニ候杯不束之及^ニ挨拶^一候^ニ付、五料村

方及^ニ出訴^一候始末^ニ成行、今般右始末奉^ニ

御吟味請^一奉^ニ恐入^一候、依^レ之相手方^ハ之もの

右轆^江者^ニ登、雨乞いたし候段^者全心得

違^ニ付、以来御関所遠囲御要害地内^ハ

勿論之義、右轆^江者^ニ其外五料村守護之

地、都^而明曆年中西牧村^与五料村出入

之砌被^ニ仰渡^一候御裁許^ニ取極居候水落

境を限^リ、決^而立入申間敷旨申^レ之、其段

別紙一札を以相詫候^ニ付、訴訟方^ニ而^茂

無^ニ申分^一熟談内済仕候、偏^ニ御威光^与

難^レ有仕合^ニ奉^レ存候、然^ル上^者右一件^ニ付

双方^ハ重^而御願筋毛頭無^ニ御座^一候、依^レ之

為^ニ後証^一連印済口証文差上申候、如^レ件

板倉百助領分

上州碓氷郡五料村

相手方

同

東叡山御領

同州甘楽郡諸戸村

相手方

同

松平宮内少輔領分

同州同郡同村

組頭藤四郎煩^ニ付代兼

相手方

御奉行所様

(安中市松井田町五料 中島徳造家文書

P8909・No.7745)